農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宇都宮市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 東南部地域 (清原地区)

(1) 現況

本地域は、鬼怒川東部の洪積台地で、水田は台地間に帯状に位置し、鬼怒川を水源としており、水利に恵まれている。水田を除いては、おおむね平坦な畑及び山林の台地となっている。

農用地に設定された面積は、1,108 ha となっており、このうち、水田 588ha については、汎用田として高度利用促進を図るとともに、畑 416ha、樹園地 104ha を有していることから、梨、トマト、いちご等の施設園芸など、地域特性に応じた作目の栽培促進を図る必要がある。

(2)目標

本地域は、(1)を踏まえ、同項3号事業の推進を図り、地域において環境負荷の 軽減に配慮した農業生産方式の普及に努め、生物多様性を保全するとともに、第1 号事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

2 中部地域(平石地区、瑞穂野地区、横川地区、雀宮地区、豊郷地区)

(1) 現況

この地区は、特に水田が多く、鬼怒川、田川、山田川流域の水田は、おおむね平 坦である。水源は、鬼怒川、田川、山田川等に依存しており、水利は比較的安定確 保されている。地質は、田川沿岸の一部を除き、洪積土壌である。

農用地に設定された面積は、2,956ha となっており、このうち、水田は2,676ha あり、良質米の生産を主軸に、汎用田として高度利用を促進するとともに、大規模共同利用施設の利用拡大を促進する必要がある。また、畑251ha、樹園地29ha を有することから、梨、いちご等の施設園芸など、地域特性に応じた作目の栽培促進を図る必要がある。

(2)目標

本地域は、今後も、(1)を踏まえ、同項3号事業の推進を図り、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及に努め、生物多様性を保全するとともに、第1号事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

3 北西部地域(篠井地区, 富屋地区, 国本地区)

(1) 現況

この地区は、北西部に高い山が連なり、地帯的には準高冷地に属する高い山の東南に畑が開け、その北東部に田川が貫流し、西部山麓の栗谷沢ダムに源を発する姿川が流れている。この河川の流域と山間から流れる小川の周辺に水田地帯があり、このなかに畑や樹園地が散在している。

農用地に設定された面積は、1,358ha となっており、このうち、水田は1,128ha あり、畑については、水田と水田の間の台地等に 167ha あり、露地野菜のねぎや施設園芸のトマトを中心に土地利用を促進する必要がある。また、樹園地 57ha については、りんごなど、地域特性に応じた作目の栽培促進を図る必要がある。

(2)目標

本地域は、今後も、(1)を踏まえ、同項3号事業の推進を図り、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及に努め、生物多様性を保全するとともに、第1号事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

4 西南部地域(城山地区, 姿川地区)

(1) 現況

この地区は,西部に林野及び畑が多く,中南部に水田が多い。中央部に姿川が流れ,この流域に水田が開けている。

農用地に設定された面積は、1、293ha となっており、このうち、水田は879ha あり、畑244ha、樹園地167ha を有することから、梨やいちごなど、地域特性に応じた作目の栽培促進を図る必要がある。

(2)目標

本地域は、今後も、(1)を踏まえ、同項3号事業の推進を図り、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及に努め、生物多様性を保全するとともに、第1号事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

5 北東部地域(上河内地区,河内地区)

(1) 現況

この地区は,鬼怒川,山田川が流れ,平坦で肥沃な土地と水利に恵まれており,稲作を中心とした農業が盛んで,水田地帯が展開している。

農用地に設定された面積は、3,327haとなっており、このうち、水田は3,133haあり、良質米の生産を主軸に、汎用田として高度利用を促進する必要がある。また、畑184ha、樹園地10haを有することから、露地野菜、いちご、花きなどの施設園芸、椎茸、梨など、地域特性に応じた作目の栽培促進を図る必要がある。

(2)目標

本地域は、今後も、(1)を踏まえ、同項3号事業の推進を図り、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及に努め、生物多様性を保全するととも

に, 第1号事業を推進することにより, 多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	農業振興地域の全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
2	市域の全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する地区

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

・多面的機能発揮促進事業に係る推進組織への参画

1号事業に掲げる事業を推進するにあたっては、県が設立する推進組織に参画する。